

(別紙)

「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」（平成 18 年 10 月 20 日付け基安化発第 1020001 号。平成 22 年 12 月 16 日改正）新旧対照表

改正後（令和元年改正）	改正前（平成 22 年改正）
<p>I 化学物質等に係る表示制度の改善関係</p> <p>第 1 容器・包装等に表示しなければならない事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 成分</p> <p><u>「成分」に係る表示義務については、平成 26 年の法改正によって削除されたところであるが、各事業者の判断において、適切と考えられる「成分」に係る表示事項を表示することは望ましいこと。</u></p> <p>3 人体に及ぼす作用（法第 57 条第 1 項第 1 号<u>ロ</u>関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 化学品の分類および表示に関する世界調和システム（以下「GHS」という。）に従った分類に基づき決定された危険有害性クラス（可燃性固体等の物理化学的危険性、発がん性、急性毒性等の健康有害性及び水生環境有害性等の環境有害性の種類）及び危険有害性区分（危険有害性の強度）に対して GHS 附属書 3 又は日本産業規格 Z7253（GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内</p>	<p>I 化学物質等に係る表示制度の改善関係</p> <p>第 1 容器・包装等に表示しなければならない事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 成分（法第 57 条第 1 項第 1 号<u>ロ</u>関係）</p> <p><u>(1) 法及び労働安全衛生法施行令（以下「政令」という。）により表示対象とされている物質（以下「表示対象物質」という。）の含有量が裾切値（当該物質の含有量がその値未満の場合、規制の対象としないこととする場合、当該値）以上である場合、当該表示対象物質の名称を列記すること。</u></p> <p><u>(2) (1) 以外の化学物質の成分の名称についても記載することが望ましいこと。</u></p> <p>3 人体に及ぼす作用（法第 57 条第 1 項第 1 号<u>ハ</u>関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 化学品の分類および表示に関する世界調和システム（以下「GHS」という。）に従った分類に基づき決定された危険有害性クラス（可燃性固体等の物理化学的危険性、発がん性、急性毒性等の健康有害性及び水生環境有害性等の環境有害性の種類）及び危険有害性区分（危険有害性の強度）に対して GHS 附属書 3 又は日本工業規格 Z7251（GHS に基づく化学物質等の表示）（以下「JISZ7251」という。）附属</p>

<p>の表示及び安全データシート（SDS） （以下「JISZ7253」という。）附属書Aにより割り当てられた「危険有害性情報」の欄に示されている文言を記載すること。</p> <p>なお、GHSに従った分類については、日本産業規格 Z7252（GHSに基づく化学品の分類方法）（以下「JISZ7252」という。）及び事業者向け GHS 分類ガイダンスを参考にすること。また、GHSに従った分類結果については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「NITE 化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP）」(https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop)、厚生労働省が作成し「職場のあんぜんサイト」で公開している「GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報」(http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx)等を参考にすること。</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>4 貯蔵又は取扱い上の注意（法第 57 条第 1 項第 1 号ハ関係） (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 表示をする者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号（労働安全衛生規則（以下「則」という。）第 33 条第 1 号関係） (1) 化学物質等を譲渡し又は提供する者の情報を記載すること。また、当該化学品の国内製造・輸入業者の情報を、当該事業者の了解を得た上で追記しても良いこと。 (2) (略)</p> <p>7 注意喚起語（則第 33 条第 2 号関</p>	<p>書 A により割り当てられた「危険有害性情報」の欄に示されている文言を記載すること。</p> <p>なお、GHSに従った分類については、日本工業規格 Z7252（GHSに基づく化学物質等の分類法）（以下「JISZ7252」という。）及び事業者向け GHS 分類ガイダンス（平成 21 年度改訂版：平成 22 年 3 月）（以下「事業者向け分類ガイダンス」という。）を参考にすること。また、GHSに従った分類結果については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「GHS 分類結果データベース」、厚生労働省が作成し公表している「GHS モデルラベル表示」及び「GHS モデル MSDS 情報」等を参考にすること。</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>4 貯蔵又は取扱い上の注意（法第 57 条第 1 項第 1 号ニ関係） (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 表示をする者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号（労働安全衛生規則（以下「則」という。）第 33 条第 1 号関係） (1) 化学物質等を譲渡し又は提供する者の情報を記載すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7 注意喚起語（則第 33 条第 2 号関</p>
---	---

係)

(1) GHS に従った分類に基づき、決定された危険有害性クラス及び危険有害性区分に対してGHS 附属書3又はJISZ7253 附属書Aに割り当てられた「注意喚起語」の欄に示されている文言を記載すること。

なお、GHS に従った分類については、JISZ7252 及び事業者向け分類ガイダンスを参考にすること。また、GHS に従った分類結果については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「NITE 化学物質総合情報提供システム (NITE-CHRIP)」や厚生労働省が作成し「職場のあんぜんサイト」で公開している「GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報」等を参考にすること。

(2)、(3) (略)

8 安定性及び反応性 (則第 33 条第 3号関係)

(1) (略)

(2) GHS に従った分類に基づき、決定された危険有害性クラス及び危険有害性区分に対してGHS 附属書3又はJISZ7253 附属書Aに割り当てられた「危険有害性情報」の欄に示されている文言を記載すること。

なお、「GHS に従った分類結果」については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「NITE 化学物質総合情報提供システム (NITE-CHRIP)」、厚生労働省が作成し「職場の

係)

(1) GHS に従った分類に基づき、決定された危険有害性クラス及び危険有害性区分に対してGHS 附属書3又はJISZ7251 附属書Aに割り当てられた「注意喚起語」の欄に示されている文言を記載すること。

なお、GHS に従った分類については、JISZ7252 及び事業者向け分類ガイダンスを参考にすること。また、GHS に従った分類結果については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「GHS 分類結果データベース」や厚生労働省が作成し公表している「GHS モデルラベル表示」及び「GHS モデル MSDS 情報」等を参考にすること。

ただし、JISZ7252 は、GHS に準じているが、物理化学的危険性に関する分類については言及していないため、特に物理化学的危険性については、GHS 及び事業者向け分類ガイダンスを参考にすること。

(2)、(3) (略)

8 安定性及び反応性 (則第 33 条第 3号関係)

(1) (略)

(2) GHS に従った分類に基づき、決定された危険有害性クラス及び危険有害性区分に対してGHS 附属書3又はJISZ7251 附属書Aに割り当てられた「危険有害性情報」の欄に示されている文言を記載すること。

なお、「GHS に従った分類結果」については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「GHS 分類結果データベース」、厚生労働省が作成し公表している「GHS モデルラベル表示」

あんぜんサイト」で公開している「GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報」等を参考にする事。

(3)、(4) (略)

第2 その他

1 GHS に従った分類を行う際に参考とするべき JISZ7252 については、JISZ7252 : 2019 (GHS に基づく化学品の分類方法) (以下「JISZ7252 : 2019」という。) 又は JISZ7252 : 2014 (GHS に基づく化学品の分類方法) (以下「JISZ7252 : 2014」という。) を用いる事。ただし、JISZ7252 : 2014 は令和4年5月25日に失効するので留意すること。なお、JISZ7252 : 2019 については日本産業標準調査会のホームページ (<http://www.jisc.go.jp/>) において検索及び閲覧が可能であること。

2 JISZ7253 : 2019 (GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル, 作業場内の表示及び安全データシート (SDS)) (以下「JISZ7253 : 2019」という。) 又は JISZ7253 : 2012 (GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル, 作業場内の表示及び安全データシート (SDS)) (以下「JISZ7253 : 2012」という。) に準拠した記載を行えば、労働安全衛生法関係法令において規定する容器・包装等に表示しなければならない事項を満たす事。ただし、JISZ7253 : 2012 は令和4年5月25日に失効するので留意

及び「GHS モデル MSDS 情報」等を参考にする事。

ただし、JISZ7252 は、GHS に準じているが、物理化学的危険性に関する分類については言及していないため、特に物理化学的危険性については、GHS 及び事業者向け分類ガイダンスを参考にする事。

(3)、(4) (略)

第2 その他

JISZ7251 に準拠した記載を行えば、労働安全衛生法関係法令において規定する容器・包装等に表示しなければならない事項を満たす事。なお、JISZ7251 については日本工業標準調査会ホームページ (<http://www.jisc.go.jp/>) において検索及び閲覧が可能であること。

<p>すること。なお、<u>JISZ7253:2019</u> については日本産業標準調査会ホームページにおいて検索及び閲覧が可能であること。</p> <p>Ⅱ 化学物質等に係る文書交付制度の改善関係等</p> <p>第1 文書交付等により通知しなければならない事項</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 物理的及び化学的性質(法第57条の2第1項第3号関係)</p> <p>(1) <u>JISZ7253の付属書Eを参考として、次の項目に係る情報について記載すること。</u></p> <p>ア <u>物理状態</u></p> <p>イ <u>色</u></p> <p>ウ <u>臭い</u></p> <p>エ <u>融点・凝固点</u></p> <p>オ <u>沸点又は初留点及び沸点範囲</u></p> <p>カ <u>可燃性</u></p> <p>キ <u>爆発下限界及び上限界／可燃限界</u></p> <p>ク <u>引火点</u></p> <p>ケ <u>自然発火点</u></p> <p>コ <u>分解温度</u></p> <p>サ <u>pH</u></p> <p>シ <u>動粘性率</u></p> <p>ス <u>溶解度</u></p> <p>セ <u>n-オクタノール／水分配係数(log値)</u></p> <p>ソ <u>蒸気圧</u></p> <p>タ <u>密度及び／又は相対密度</u></p> <p>チ <u>相対ガス密度</u></p> <p>ツ <u>粒子特性</u></p> <p>(2) 次の項目に係る情報について記載することが望ましいこと。</p>	<p>Ⅱ 化学物質等に係る文書交付制度の改善関係</p> <p>第1 文書交付等により通知しなければならない事項</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 物理的及び化学的性質(法第57条の2第1項第3号関係)</p> <p>(1) 次の項目に係る情報について記載すること。</p> <p>ア <u>化学物質等の外観(物理的状态、形状、色等)</u></p> <p>イ <u>臭い</u></p> <p>ウ <u>pH</u></p> <p>エ <u>融点及び凝固点</u></p> <p>オ <u>沸点、初留点及び沸騰範囲</u></p> <p>カ <u>引火点</u></p> <p>キ <u>燃焼又は爆発範囲の上限及び下限</u></p> <p>ク <u>蒸気圧</u></p> <p>ケ <u>蒸気密度</u></p> <p>コ <u>比重(相対密度)</u></p> <p>サ <u>溶解度</u></p> <p>シ <u>n-オクタノール／水分配係数</u></p> <p>ス <u>自然発火温度</u></p> <p>セ <u>分解温度</u></p> <p>(2) 次の項目に係る情報について記載することが望ましいこと。</p>
--	---

<p>ア <u>放射性</u></p> <p>イ <u>かさ密度</u></p> <p>ウ <u>燃焼継続性</u></p> <p>(3) <u>上記以外の項目についても</u>、当該化学物質等の安全な使用に関するその他のデータを示すことが望ましいこと。</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>4 人体に及ぼす作用（法第 57 条の 2 第 1 項第 4 号関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取扱者が化学物質等に接触した場合に生じる健康への影響について、簡明かつ包括的な説明を記載すること。なお、以下の項目に係る情報を記載すること。</p> <p>ア 急性毒性</p> <p>イ 皮膚腐食性・刺激性</p> <p>ウ 眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性</p> <p>エ 呼吸器感作性又は皮膚感作性</p> <p>オ 生殖細胞変異原性</p> <p>カ 発がん性</p> <p>キ 生殖毒性</p> <p>ク 特定標的臓器毒性—単回ばく露</p> <p>ケ 特定標的臓器毒性—反復ばく露</p> <p>コ <u>誤えん有害性</u></p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>(5) GHS に従い分類した結果、分類の判断を行うのに十分な情報が得られなかった場合（以下「分類できない」という。）又は、<u>常態が液体や気体のものについては固体に関する危険有害性クラスの区分が付かないなど分類の対象とならない場合及び分類を行うのに十分な情報が得られているものの、分類を行った結果、GHS で規定</u></p>	<p>ア <u>臭いのしきい（閾）値</u></p> <p>イ <u>蒸発速度</u></p> <p>ウ <u>燃焼性（固体又はガスのみ）</u></p> <p>(3) <u>放射性等、当該化学物質等の安全な使用に関するその他のデータを示すことが望ましいこと。</u></p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>4 人体に及ぼす作用（法第 57 条の 2 第 1 項第 4 号関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取扱者が化学物質等に接触した場合に生じる健康への影響について、簡明かつ包括的な説明を記載すること。なお、以下の項目に係る情報を記載すること。</p> <p>ア 急性毒性</p> <p>イ 皮膚腐食性・刺激性</p> <p>ウ 眼に対する重篤な損傷・刺激性</p> <p>エ 呼吸器感作性又は皮膚感作性</p> <p>オ 生殖細胞変異原性</p> <p>カ 発がん性</p> <p>キ 生殖毒性</p> <p>ク 特定標的臓器毒性—単回ばく露</p> <p>ケ 特定標的臓器毒性—反復ばく露</p> <p>コ <u>吸引性呼吸器有害性</u></p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>(5) GHS に従い分類した結果、分類の判断を行うのに十分な情報が得られなかった場合（以下「分類できない」という。）、<u>GHS で規定する危険有害性クラスから外れている物理化学的危険性及び健康有害性のため当該クラスでの分類の対象となっていない場合（以下「分類対象外」という。例えば、「〇〇性固体」という危険有害性ク</u></p>
--	--

する危険有害性クラスにおいていずれの危険有害性区分にも該当しない場合（発がん性など証拠の確からしさを分類する危険有害性クラスにおいて、専門家による総合的な判断から当該毒性を持たないと判断される場合、又は得られた証拠が区分するには不十分な場合を含む。以下「区分に該当しない」という。）のいずれかに該当することにより、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、GHS では当該危険有害性クラスの情報は、必ずしも記載は要しないとされているが、「分類できない」、「区分に該当しない」の旨を記載することが望ましい。

なお、記載にあたっては、事業者向け分類ガイダンスを参考にする。

5、6 （略）

7 通知を行う者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号（則第 34 条の 2 の 4 第 1 号関係）

(1) 化学物質等を譲渡し又は提供する者の情報を記載すること。なお、当該化学品の国内製造・輸入業者の情報を、当該事業者の了解を得た上で追記しても良いこと。

(2) （略）

8 危険性又は有害性の要約（則第 34 条の 2 の 4 第 2 号関係）

(1) GHS に従った分類に基づき決定された危険有害性クラス、危険有害性

クラスは、常態が液体や気体のものについては分類の対象とならない。）及び分類を行うのに十分な情報が得られているものの、分類を行った結果、GHS で規定する危険有害性クラスにおいて最も低い危険有害性区分とする十分な証拠が認められなかった場合（以下「区分外」という。）のいずれかに該当することにより、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、GHS では当該危険有害性クラスの情報、必ずしも記載は要しないとされているが、「分類できない」、「分類対象外」、「区分外」の旨を記載することが望ましい。

また、発がん性の分類にあたっては、発がん性が否定されること、又は発がん性が極めて低いことが明確な場合を除き、「区分外」の判定は慎重に行うこと。疑義があれば、「分類できない」とすること。

なお、記載にあたっては、事業者向け分類ガイダンスを参考にする。

5、6 （略）

7 通知を行う者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号（則第 34 条の 2 の 4 第 1 号関係）

(1) 化学物質等を譲渡し又は提供する者の情報を記載すること。

(2) （略）

8 危険性又は有害性の要約（則第 34 条の 2 の 4 第 2 号関係）

(1) GHS に従った分類に基づき決定された危険有害性クラス、危険有害性

区分、絵表示、注意喚起語、危険有害性情報及び注意書きに対してGHS附属書3又はJISZ7253_附属書Aにより割り当てられた絵表示と文言を記載すること。

なお、GHSに従った分類については、JISZ7252及び事業者向け分類ガイダンスを参考にすること。また、GHSに従った分類結果については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「NITE 化学物質総合情報提供システム (NITE-CHRIP)」、厚生労働省が作成し「職場のあんぜんサイト」で公開している「GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報」等を参考にすること。

(2) (略)

(3) GHSに従い分類した結果、「分類できない」又は「区分に該当しない」のいずれかに該当することにより、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、GHSでは当該危険有害性クラスの情報は、必ずしも記載を要しないとされているが、「分類できない」、「区分に該当しない」の旨を記載することが望ましい。

なお、記載にあたっては、事業者向け分類ガイダンスを参考にすること。

区分、絵表示、注意喚起語、危険有害性情報及び注意書きに対してGHS附属書3又はJISZ7251_附属書Aにより割り当てられた絵表示と文言を記載すること。

なお、GHSに従った分類については、JISZ7252及び事業者向け分類ガイダンスを参考にすること。また、GHSに従った分類結果については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「GHS分類結果データベース」、厚生労働省が作成し公表している「GHSモデルラベル表示」及び「GHSモデルMSDS情報」等を参考にすること。ただし、JISZ7252は、GHSのうち、物理化学的危険性に関する分類については、GHS及び事業者向け分類ガイダンスを参考にすること。

(2) (略)

(3) GHSに従い分類した結果、「分類できない」、「分類対象外」及び「区分外」のいずれかに該当することにより、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、GHSでは当該危険有害性クラスの情報は、必ずしも記載を要しないとされているが、「分類できない」、「分類対象外」、「区分外」の旨を記載することが望ましい。

また、発がん性の分類にあたっては、発がん性が否定されること、又は発がん性が極めて低いことが明確な場合を除き、「区分外」の判定は慎重に行うこと。疑義があれば、「分類できない」とすること。

なお、記載にあたっては、事業者向け分類ガイダンスを参考にすること。

<p>(4)、(5) (略)</p> <p>9、10 (略)</p> <p>11 その他参考となる事項(則第34条の2の4第5号関係)</p> <p>(1) 安全データシート(SDS)等を作成する際に参考とした出典を記載することが望ましいこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 その他</p> <p>1 <u>JISZ7253:2019</u> (GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル, 作業場内の表示及び安全データシート(SDS)) (以下「<u>JISZ7253:2019</u>」という。)又は<u>JISZ7253:2012</u> (GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル, 作業場内の表示及び安全データシート(SDS)) (以下「<u>JISZ7253:2012</u>」という。)に準拠した記載を行えば、労働安全衛生法関係法令に規定する文書交付等により通知しなければならない事項を満たすこと。ただし、<u>JISZ7253:2012</u>は令和4年5月25日に失効するので留意すること。なお、<u>JISZ7253:2019</u>については、<u>日本産業標準調査会</u>のホームページにおいて検索及び閲覧が可能であること。</p>	<p>(4)、(5) (略)</p> <p>9、10 (略)</p> <p>11 その他参考となる事項(則第34条の2の4第5号関係)</p> <p>(1) <u>化学物質等安全データシート(MSDS)</u>等を作成する際に参考とした出典を記載することが望ましいこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 その他</p> <p>1 <u>日本工業規格 Z7250:2010</u> (化学物質等安全データシート(MSDS)) (以下「<u>JISZ7250:2010</u>」という。)又は<u>日本工業規格 Z7250:2005</u> (化学物質等安全データシート(MSDS)) (以下「<u>JISZ7250:2005</u>」という。)に準拠した記載を行えば、労働安全衛生法関係法令に規定する文書交付等により通知しなければならない事項を満たすこと。ただし、<u>JISZ7250:2005</u>は平成27年12月31日に失効するので留意すること。なお、<u>JISZ7250:2010</u>については<u>日本工業標準調査会</u>のホームページ (http://www.jisc.go.jp/)において検索及び閲覧が可能であること。</p> <p>おって、平成22年12月31日までの間は<u>日本工業規格 Z7250:2000</u> (化学物質等安全データシート(MSDS)) (以下「<u>JISZ7250:2000</u>」という。)に準拠した記載でも差し支えないこと。なお、<u>JISZ7250:2005</u>に「<u>暫定措置として、2010年(平成22年)12月31日までの期間は、JISZ7250:2000で作成してもよい。</u>」と記載されていること。</p>
--	--

<p>2 事業者向け分類ガイダンスは経済産業省のホームページ (https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_tool_01GHSmanual.html) で閲覧が可能であること。</p> <p>3 表示及び安全データシート (SDS) の記載にあたっては、邦文で記載するものとする。また、事業場内においては、当該物質を取り扱う労働者に記載内容について周知するものとする。なお、取り扱う労働者が理解できる言語で表示及び SDS を記載することが望ましいこと。</p>	<p>2 <u>日本工業規格 Z7251:2010 (GHS に基づく化学物質等の表示) (以下「JISZ7251:2010」という。)</u>又は<u>日本工業規格 Z7251:2006 (GHS に基づく化学物質等の表示) (以下「JISZ7251:2006」という。)</u>に準拠した記載を行えば、労働安全衛生法関係法令に規定する表示等により通知しなければならない事項を満たすこと。ただし、JISZ7251:2006 は平成 27 年 12 月 31 日に失効するので留意すること。なお、JISZ7251:2010 については日本工業標準調査会のホームページ (http://www.jisc.go.jp/) において検索及び閲覧が可能であること。</p> <p>3 事業者向け分類ガイダンスは経済産業省のホームページで閲覧が可能であること。</p> <p>4 表示及び化学物質等安全データシート (MSDS) の記載にあたっては、邦文で記載するものとする。</p>
--	--